

郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱実施要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

[生活環境部生活環境課]

1 目的

この要領は、郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日制定。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例によるものとする。

3 申請ができる期間

- (1) 要綱第 7 条第 3 項の補助金の交付申請ができる期間は、当該年度の 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間に 30 日程度の期間（以下、「申請期間」という。）を定め受け付けるものとする。
- (2) 申請期間の末日が休日等の場合には、その前の休日等以外の日とする。

4 交付決定の方法

- (1) 申請期間内の申請者数が補助予定件数を超える場合は、抽選により補助金の交付を受ける者を決定する。
- (2) 申請期間内の申請者数が補助予定件数に満たない場合には、別途 30 日程度の申請期間（以下、「次期申請期間」という。）を設け、次期申請期間ごとの申請者数が補助予定件数を超える場合は、抽選により補助金の申請者を決定する。

5 抽選の方法

- (1) 抽選の方法により補助金の交付を受けようとする者を決定するときは、公開抽選の方法により行うものとする。
- (2) 抽選は申請予定者の代理人が行うこともできるものとする。
- (3) 生活環境課へ事前に抽選に係る委任状の提出があった場合には、生活環境課職員が代理により抽選を行うことができるものとし、委任状の提出が無く抽選会を欠席、遅参した場合は、抽選を辞退したものとみなす。

6 事業計画の変更等

申請者は、事業計画の変更等、次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に報告しなければならない。

ア 対象設備の設置予定場所を変更しようとするとき。

イ 申請書に記載した設置工事完了予定日までに対象設備の設置工事が完了する見込みがないとき又は補助対象建売住宅の引渡予定日までに引渡しを受けることができないとき。

ウ 補助金の交付申請額を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付申請額を増額することはできない。

エ 対象設備の設置、又は補助対象建売住宅の購入を中止しようとするとき。

7 補助金の交付

補助金は、補助対象者名義の金融機関口座に振り込むこととし、補助金の交付の決定を受けた者は、要綱第 9 条に規定する実績報告書に「補助金振込口座報告書」を添えて提出するもの

とする。

附 則

この実施要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施し、平成 27 年度の補助金から適用する。

平成 年 月 日

郡山市長

住所

氏名

印

補助金振込口座報告書

郡山市エネルギー3R推進事業に係る補助金振込口座について、下記のとおり報告します。

(補助金振込口座)

口座名義人	フリガナ		
金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農業協同組合		<input type="checkbox"/> 営業部 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座番号	種類	支店番号	口座番号
	<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座		
添付書類	振込先の通帳の写し (金融機関、本・支店名、口座番号、口座名義人のわかるもの)		

※ 申請者本人の口座を記入すること。